

令和 7 年度 基幹型及び在宅介護・地域包括支援センターの事業実績報告 サマリー

1 基本方針

武蔵野市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画に掲げられている「武蔵野市ならではの地域共生社会の実現」を基本理念とし、これまでどおり、いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症や中・重度の要介護状態になっても、高齢者の尊厳を尊重し、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”ことを基本目標として設定する。

また、“まちぐるみの支えあいの仕組みづくり”を基本方針とし、基本目標の実現のために必要な人材の確保・育成に取り組むとともに、医療と介護の連携の取り組みを市民と行政が一体となって推進・強化していく。

2 重点的な取り組み

(1) 相談支援や権利擁護について(資料 7-1 P3～7、資料 7-2 P2～8 参照)

- ・基幹型及び在宅介護・地域包括支援センターでの相談実人数と延べ件数は昨年度より上回っている。

- ・相談内容は「介護保険」「保健・医療」「認知症・精神」に関する相談が上位となっている。また、資料 7-2 P5「(6) 訪問による相談結果」をみると、相談・情報提供や介護保険利用、関係機関との連携等の件数が多く、相談に対する解決の手段となっていることが見える。

- ・高齢者虐待通報は、資料 7-2 P6 の表に記載のとおりで、虐待判断をした「その後の状況」はサービス調整等して在宅生活継続が 25 人、施設等への分離が 7 件となっている。P7 の相談内容では、成年後見制度等と困難事例の件数は大きな変化はなく、消費者被害の件数が減少している。

- ・高齢者虐待に対応するためには、関係機関やケアマネジャーやサービス提供事業者との連携が重要になるため、「虐待防止研修会」「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」等を開催し連携を図っている。

(2) 認知症高齢者支援について(資料 7-1 P14～P19 参照)

- ・基幹型と 6 か所の在宅介護・地域包括支援センターの保健師等連絡会議を開催して認知症、フレイル予防等に関する地域づくりや支援体制の整備について情報共有及び協議を行った。

- ・また、武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会では、事務局として認知症連携部会を 3 回開催した。「日本版 BPSD ケアプログラムの活用事例紹介・意見交換会」を行うとともに、2 か所の事業者からの事例紹介を通じ理解を深めた。

- ・認知症に関する普及・啓発は、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催。

- ・令和 4 年度から認知症サポーターステップアップ講座を受講したサポーターに呼びかけ、サポーターズミーティングを開始。令和 7 年度は 3 回実施し、認知症カフェの開催などの活動を行った。

- ・令和 7 年度より、認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症の早期の診断及び対応を促進することを目的に「もの忘れサポート検診」を開始した。対象者は同年度 50 歳以上で検診を希望する者で、検診を実施する日において認知症の診断を受けていない者とした。また、同年度 65 歳、70 歳となる者へ検診の受診勧奨を行った。検診後のフォローとして、在宅介護・地域包括支援センターによる訪問・連絡を実施した。さらに、認知機能障害の疑いなし

の者に対しては検診後支援として、認知症予防プログラムの受講案内を行った。

(3) フレイル予防対策等の支援について

(資料 7-1 P21、資料 7-2 P9・11～15、資料 7-3 参照)

・コロナ禍の外出制限等で、令和 2 年には要介護認定者数やケアプラン作成数が減少したが、令和 4 年からは要介護認定者数やケアプラン作成数が増加し、現在もさらに増加している状況である。

・コロナ禍でフレイル傾向になった高齢者の方々が状態回復のために、介護予防・総合事業等のサービスを活用している。そしていきいきサロン、テンミリオンハウス、一般介護予防事業等も利用しながらフレイル予防に努めている様子は基幹型地域包括支援センターが週 1 回開催している「介護予防検討会議」でも確認しており、引き続きフレイル状態から回復するための支援を実施継続する。

・武蔵野市における地域ケア会議の体系図に基づき、個別、日常生活圏域、市町村レベルで地域ケア会議の開催・参加を行った。令和 7 年度に開催した各在宅介護・地域包括支援センターの内容は資料 7-3 に記載のとおりである。エリア別地域ケア会議では「災害対策」「老い支度」「地域の見守り」「消費者被害」などをテーマとしており、社会的な課題に対して関係者が集まり地域でどのように取り組んでいくか話し合いが行われた。地域ケア会議は、地域課題を解決するための、地域包括ケアの手法として有効であり、今後も積極的に活用していく。

令和 8 年度基幹型及び在宅介護・地域包括支援センター運営方針及び事業計画 (案) サマリー

1 基本方針

今年度は、武蔵野市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の 3 年目となる。

第 4 期健康福祉総合計画及び健康福祉分野の各個別計画共通の基本理念である「武蔵野市ならでの地域共生社会の実現」を踏まえ取り組んでいく。

2 令和 8 年度新規事業

「高齢者見守りライト事業(デジタル技術を活用した高齢者見守り事業)」(資料 8 P9 参照)

・武蔵野市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画における高齢者の見守り支援の推進として、既存の「高齢者安心コール事業」のほか、今年度よりデジタル技術を活用した効果的かつ効率的な見守りとして、「高齢者見守りライト事業」を開始している。

・対象者は、市内在住の 75 歳以上のひとり暮らしで市民税非課税世帯または生活保護世帯に属すること。

・事業内容としては、ご自宅のトイレや廊下、洗面所など、毎日使用する場所(1カ所)の電球をハローライトと呼ばれる通信機能を有した LED 電球に交換することで利用が可能である。ライトの点灯または消灯の動きが 24 時間ない場合、事前に登録したご家族等にメールで通知する。また、通知先がすぐに高齢者宅を訪問できない場合は、依頼に応じて委託事業者のスタッフが代理訪問する事業である。